

議案第 104 号

琴浦町一向平キャンプ場条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町一向平キャンプ場条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町一向平キャンプ場条例の一部を改正する条例

琴浦町一向平キャンプ場条例(平成19年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 町民の観光レクリエーション活動の場を確保し、<u>中山間地域の振興及び町外からの誘客による観光振興を図るため</u>、琴浦町一向平キャンプ場(以下「キャンプ場」という。)を設置する。</p> <p>(管理)</p> <p>第4条 町長は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき町長が指定するもの</u>(以下「指定管理者」という。)に次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>キャンプ場の施設及び設備(以下「施設等」という。)</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 略</p> <p>(開設期間及び開設時間)</p> <p>第7条 キャンプ場の開設期間は、<u>通年とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、キャンプ場の管理運営上必要があると認めるときは、町長の承認を得て閉鎖期間を設けることができる。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 町民の観光レクリエーション活動の場を確保し、<u>中山間地域の振興と活性化を図るため</u>、琴浦町一向平キャンプ場(以下「キャンプ場」という。)を設置する。</p> <p>(管理)</p> <p>第4条 町長は、<u>地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき町長が指定するもの</u>(以下「指定管理者」という。)に次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>キャンプ場施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(開設期間及び開設時間)</p> <p>第7条 キャンプ場の開設期間は、<u>毎年4月1日から11月末日までとする。</u></p> <p>2 略</p>

<p>(利用の許可)</p> <p>第 8 条 施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設等を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、キャンプ場の管理上支障があるとき。</p> <p>3 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第 9 条 キャンプ場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第 14 条 利用者は、故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第 8 条 <u>キャンプ場の施設等</u>を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>施設設備</u>を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、<u>キャンプ場の管理上支障があるもの</u>。</p> <p>3 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第 9 条 キャンプ場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>施設設備</u>を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。</p> <p>(2) <u>商業、募金その他これらに類すること</u>。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第 14 条 利用者は、故意又は過失により<u>キャンプ場の施設等</u>を毀損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。